

\ わかる！ / インボイス制度 対応と補助金活用のポイント

R4.4.21

池永経営会計税理士法人
税理士 藤原 亮
中小企業診断士 鉄本 一生

税務編

税理士 藤原 亮

1. 消費税の仕組みとインボイス制度
2. インボイス制度の概要
3. インボイス制度に向けて検討しておくべきこと

● 消費税の仕組みとインボイス制度

現 行



消費税課税事業者 (A商店)
(消費税を納めている人)

仕入金額
1,000円+消費税100円
(税率10%)

消費税免税事業者 (B商店)
(消費税を納める義務がない人)



売上金額 3,000円+消費税300円
(税率10%)



消費税課税事業者 (C商店)
(消費税を納めている人)

A商店、B商店のどちらから仕入
をしても、消費税の納税額・利
益に違いはない

A商店から仕入れた場合

売上3,000円
仕入1,000円
利益2,000円

①預かった消費税300円
②預けた消費税100円
③納税額200円①-②

B商店から仕入れた場合

売上3,000円
仕入1,000円
利益2,000円

①預かった消費税300円
②預けた消費税100円
③納税額200円①-②

● 消費税の仕組みとインボイス制度

インボイス制度開始後（同じ商品を同じ金額で仕入れた場合）



消費税課税事業者（A商店）
（消費税を納めている人）

インボイスを発行する事業者

仕入金額
1,000円+消費税100円
（税率10%）

消費税免税事業者（B商店）
（消費税を納める義務がない人）



インボイスを発行しない事業者



売上金額 3,000円+消費税300円
（税率10%）



消費税課税事業者（C商店）
（消費税を納めている人）

インボイスを発行しないB商店から仕入れをすると消費税の納税額増加、利益減少となる

A商店から仕入れた場合

売上3,000円
仕入1,000円
利益2,000円

①預かった消費税300円
②預けた消費税100円
③納税額200円①-②

B商店から仕入れた場合

売上3,000円
仕入1,100円
利益1,900円

①預かった消費税300円
②預けた消費税~~100円~~※
③納税額300円①~~×~~②

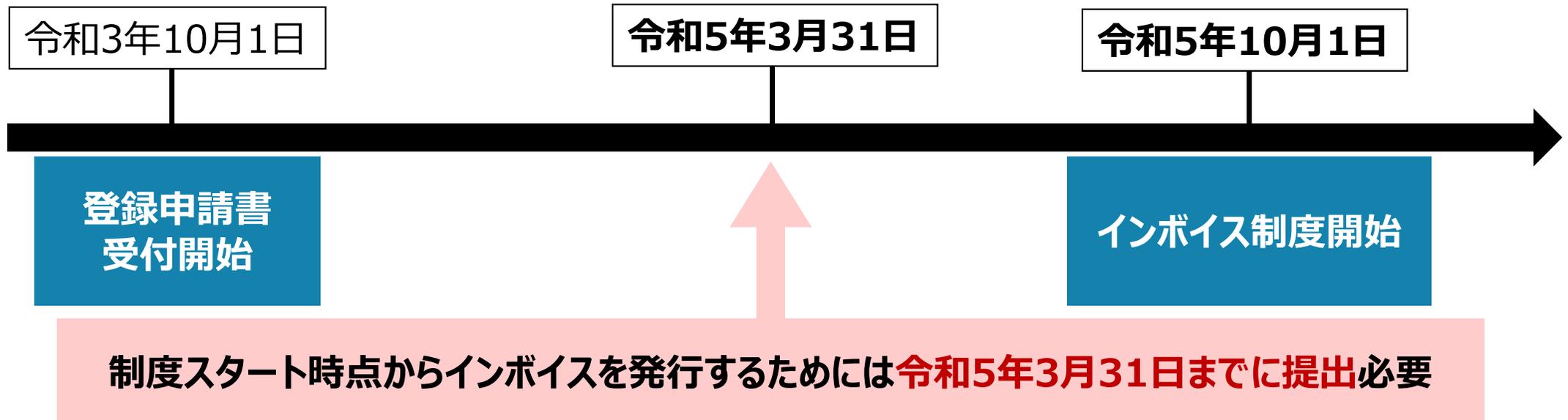
※経過措置あり 5年10月~8年9月...80%、8年10月~11年9月...50% 預けた消費税として処理できる

●インボイス制度の概要

インボイス制度を適用するためには

適格請求書（インボイス）を発行するためには適格請求書発行事業者（登録事業者）となり、登録番号を取得する必要があります。⇒登録申請書を税務署へ提出することが必要

【登録申請書提出スケジュール】



●インボイス制度の概要

「インボイス(適格請求書)」って何？

売手が買手に対して、正確な消費税率や消費税等を伝えるものです。具体的には現行の「区分記載請求書」に①登録番号、②適用税率、③税率ごとに区分した消費税額等の記載を追加したものをいいます。

なお、請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

区分記載請求書(現行) <~R.5.9月> → インボイス <R.5.10月~>

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
(10%対象	22,000円)
(8%対象	21,600円)
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名または名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T 1234...)
●年■月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- 区分記載請求に以下の事項が追加されたもの
- ①登録番号(課税事業者のみ登録可)
 - ②適用税率
 - ③税率ごとに区分した消費税額等

(国税庁HPより)

※①登録番号 法人：T+13桁の法人番号、個人事業主：T+13桁の番号（マイナンバーではない）

●インボイス制度の概要

登録事業者の確認方法（国税庁HPにて確認することが出来る）

国税庁 インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト

本文へ 閲覧支援ツール(音声読み上げ) サイトマップ

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく

ホーム (登録番号を検索) お知らせ ご利用ガイド ダウンロード Web-API 登録番号とは よくある質問

重要なお知らせ
登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間については、登録申請書の提出状況などにより異なります。現在の通知までの期間の目安については、[こちら](#)でご案内しております。

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 [法人番号を検索したい場合はこちら](#) >

登録番号を検索する
登録番号("T"を除く13桁の半角数字)を入力して「検索」ボタンを押すと、検索結果が表示されます。一度に10件まで検索することができます。
検索方法について調べたい場合は、「ご利用方法について」を押してください。

> [ご利用方法について](#)

登録番号
T 4240005009983 13桁

登録番号でまとめて検索する +

検索 クリア

法人番号13桁を入力
「国税庁法人番号公表サイト」で検索可

最新情報

登録番号
T4240005009983

※ 設立登記法人など法人番号が指定されている場合は、「法人番号公表サイト」において登録番号の「T」を除いた13桁の番号で検索することができます。

[法人番号公表サイトへ](#)

氏名又は名称
池永経営会計税理士法人

登録年月日 **令和5年10月1日**

本店又は主たる事務所の所在地
広島県福山市王子町1丁目2番24号

最終更新年月日
令和3年10月15日

履歴情報 公表後の履歴について表示しています。

No.1 新規
・ 適格請求書発行事業者登録日 令和5年10月1日

登録済みであれば登録情報が表示される

※個人事業主の登録の有無は本人に確認する以外に今のところ手段がありません

●消費税の納税義務がない人って？

→ ざっくり言うと、2年前の売上高が1,000万円以下の者

▶タイプ1（取引相手の大部分が消費者、売上の大部分が消費税非課税）

小規模な飲食店、個人商店
フリマアプリ出品者（個人）
病院
不動産賃貸業（居住用中心）

インボイス登録しない可能性大

相手が消費者のためインボイスを必要としていない
※納税義務者であってもインボイス登録しない
事業者もいる

▶タイプ2（取引相手が事業者中心）

町工場
ひとり親方
個人商店
農家

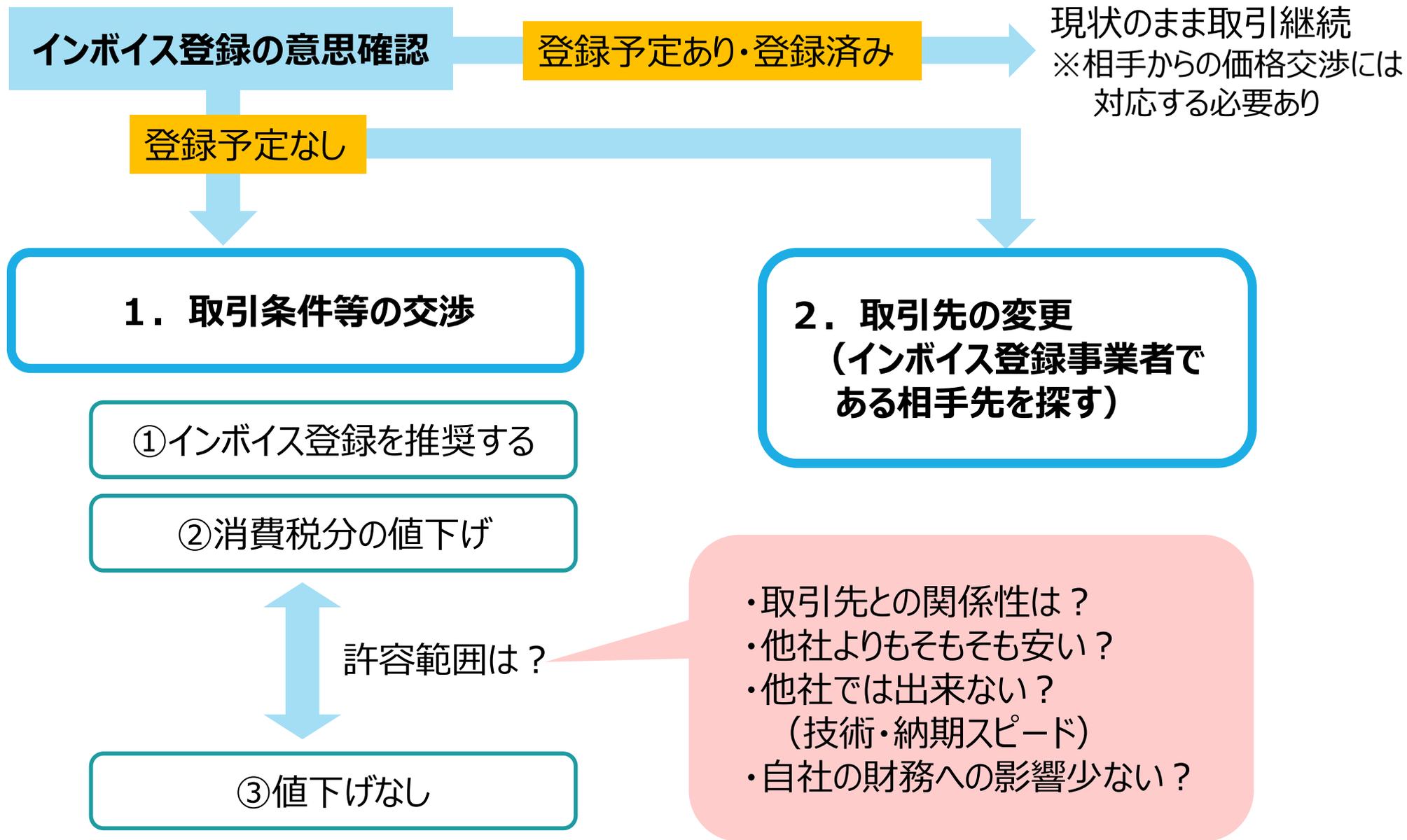
インボイス登録は流動的
・・・取引の相手先次第？

相手先はインボイス開始後の
取引について検討の必要あり

そもそも消費税が
課税されない
取引例

・土地の売買、賃貸
・住宅の貸付
・医療各保険法に基づく医療行為

● 免税事業者（仕入先）との取引



● 免税事業者（仕入先）との取引



影響は
どれくらい？

例) 近所に借りている従業員駐車場 5 台分、年間330,000円の支払い

現行

賃借料（経費） 300,000円
預けた消費税 30,000円

インボイス制度開始後（金額変更なしのケース）

賃借料（経費） 330,000円
預けた消費税 0円

交渉にあたって考慮すべきこと

- ・他に借り手が見つかりそうな場所？
- ・代替できる場所はある？
- ・消費税率が上がった当時の対応は？
税率8%⇒10%
代金 5,400円⇒5,500円

【影響額】

消費税の納税額 30,000円増加
法人税等の納税額 10,000円減少(経費3万円増)
差引支出増 20,000円

【経過措置の期間中】R5.10～R8.9

賃借料（経費） 306,000円
預けた消費税 24,000円 (3万円×80%)
消費税の納税額 6,000円増加
法人税等の納税額 2,000円減少
差引支出増 4,000円

● 免税事業者（仕入先）との取引

インボイス制度への対応に関するQ & Aについて（概要）

独占禁止法等において問題となる行為

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような恣意等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

（財務省HPより）

● 免税事業者（仕入先）との取引 例

- ▶ 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。
- ▶ その際、「インボイス事業者にならないければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます」という文言を用いて要請を行った。また、要請にあたっての価格交渉にも応じなかった。

① 要請文書発出

いきなり何だろう…?

取引先 A (免税事業者)

取引先 B (免税事業者)

通知

うちは免税事業者との取引が多いし、とりあえず、**課税事業者**になってもらおう

② 要請文書には…

通知

インボイス事業者にならないければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。

③ 価格交渉（免税事業者のままのAさんの場合）

免税事業者のままでも、価格を据え置いてもらえませんか…?

免税のままなら**10%価格を引き下げます！**それがいやなら今後の取引は考えさせていただきます。

わかりました…

③' 価格交渉（課税転換するBさんの場合）

（取引を切られるのは困る…!）課税事業者になります！

ありがとうございます。では、**今まで通りの金額**でお願いします。

課税転換するのに、価格交渉もさせてくれないんですね…



▶ それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！

課税事業者になるよう要請すること自体は問題になりませんが、課税事業者にならないければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなど一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様です。

（財務省HPより）

補助金編

中小企業診断士 鉄本 一生

1. IT導入補助金
2. 小規模事業者持続化補助金

● IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）

品目	ITツール		PC等	レジ等
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会計ソフト ・受発注ソフト ・決済ソフト ・ECソフト パッケージソフト購入費 システム利用料（2年分） システム構築費 導入作業費		<ul style="list-style-type: none"> ・PC ・タブレット 機器購入費用 設置費用	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ ・券売機 機器購入費用 設置費用
補助額	～50万円以下	50万円超 ～350万円	～10万円	～20万円
補助率	3/4	2/3	1/2	
例	100万円の受発注ソフト →67万円×3/4+33万円×2/3 =72万円		16万円のPC →16万円×1/2 =8万円	50万円のレジ →50万円×1/2 =20万円(上限)

●小規模事業者持続化補助金（インボイス枠）

▶補助上限100万円（通常枠50万円）

▶デジタル化は対象外（IT導入補助金を推奨）

▶小規模事業者とは

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	従業員の数 5人以下
宿泊業・娯楽業	従業員の数 20人以下
製造業その他	従業員の数 20人以下

▶インボイス枠条件

①一度でも免税事業者



②補助事業終了時点でインボイス発行事業者

補助対象経費科目	補助率
機械装置等費	2/3
広報費	
ウェブサイト関連費	1/4
展示会等出展費	2/3
旅費	
開発費	
資料購入費	
雑役務費	
借料	1/2
設備処分費	
委託・外注費	2/3